

=研修・講習会=

令和3年度第2回自動車整備技能登録試験の実施について

標記試験が下記のとおり実施されますので受付期間中にお申し込み下さい。

◇実施種目

	学 科 試 験	口 述 試 験	実 技 試 験
試験の種類	<ul style="list-style-type: none">・一級小型自動車・二級ガソリン自動車・二級ジーゼル自動車・二級自動車シャシ・三級自動車シャシ・三級自動車ガソリン・エンジン・三級自動車ジーゼル・エンジン・三級2輪自動車・自動車電気装置・自動車車体	<ul style="list-style-type: none">・一級小型自動車	<ul style="list-style-type: none">・一級小型自動車
受付期間	令和4年1月17日（月）～1月21日（金）		
試験日	令和4年3月20日（日）	令和4年5月8日（日）	令和4年8月28日（日）
試験会場	振興会研修センター	未定	未定

※実技試験を受ける人は学科試験合格者のみ対象。

◇受験資格

一級受験者は二級整備士（シャシは除く）合格後3年以上の実務経験者

二級受験者は三級整備士合格後3年以上の実務経験者

三級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

(注) 実務経験の短縮対象者

二級 大学機械科卒業者 1.5年

高校機械科卒業者 2.0年

三級 大学・高校機械科卒業者 0.5年

◇申込時に持参するもの

①登録試験申請書（教育課窓口に用意してあります）

②受験手数料（用紙代等を含む）

	学科試験 (口述試験料含む)	実技試験
一級受験者	9,400円	14,100円
一級以外の受験者	7,300円	

※一級小型自動車受験者の方へ※

実技試験を続けて受験される場合は、学科試験合格後実技試験受験手数料を納付して頂きます。

③受験資格を証明する証書・証明書

- ・一級受験者は二級整備士の合格証書
- ・二級受験者は三級整備士の合格証書
- ・実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書又は証明書等

④写真 1枚（縦6.0cm×4.5cm）

⑤印鑑

⑥はがき（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

一級受験者・・・4枚

一級以外の受験者・・・2枚

※一級小型自動車受験者の方へ※

- ・実技試験を続けて受験する場合は、学科試験合格後に実技試験用案内はがき2枚別途提出して頂きます。

自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

令和3年度第2回自動車整備技能登録試験（令和3年3月20日（日）実施）を受験する者を対象とした標記講座を下記の日程等により行います。受講希望の方は、受付期間中にお申し込み下さい。

◇種 目 2級ガソリン自動車、3級自動車ガソリン・エンジン、自動車電気装置

◇日 時 3月上旬を予定しています。

※ 受講希望人数が10人以下の時は開講しない場合もあります。

受付時に決定した日程表をお渡しします。

◇講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習

◇使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等

※下記のテキストは、**必ず各自で持参**して下さい。

◆ 2級ガソリン自動車

⇒ 2級ガソリンエンジン編 2級シャシ編 法令教材

◆ 3級自動車ガソリン・エンジン

⇒ 3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材

◆ 自動車電気装置

⇒ 自動車電気装置 基礎自動車工学 法令教材

◇受 講 料 16,300円（資料代含む）

◇受付期間 令和4年1月17日（月）～2月10日（木）

◇申込方法 申込書は、振興会ホームページの会員ページ（振興会からのお知らせ）からダウンロードするか、教育課窓口に置いてあります。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課まで受付期間中にお申込み下さい。

自動車整備主任者(技術)研修のご案内について

標記研修を次のとおり実施します。該当事業場には事前に通知しますので、必ず受講されますようお願いします。

研修対象者は、各事業場で選任されている整備主任者(1事業場1名以上)

- ◇ 研修会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 各ディーラー技術担当者
- ◇ 研修内容 学科：新機構・新装置
実習：ADAS(概要及びエーミング作業)
- ◇ 受講料 7,000円(テキスト代含む)
【使用テキスト】
 - ・令和3年度版 自動車整備新技術(学科研修用)
 - ・令和3年度版 自動車整備新技術(実習研修用)
- ◇ 研修日時 受付 9:00 ~ 9:30
研修 9:30 ~ 17:00

【新型コロナウイルス感染防止対策のお願い】

- ・受講時にマスクの着用をお願いします。
- ・会場に入るときは、設置してある消毒液で消毒をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、ご理解ご協力をお願いします。

※日程につきましては、次表を参照して下さい。

回数	月　日	曜日	該当支部	受講 予定 者数	学科(小型)	実習(小型)	学科(大型)
1	10月7日	木	岳麓①	46	ホンダ	ホンダ	UDトラックス
2	10月14日	木	岳麓②	47	日産	日産	三菱ふそう
			大月				
3	10月21日	木	峡北	44	トヨタ	トヨタ	日野
			南アルプス北				
4	11月4日	木	都留	44	トヨタ	トヨタ	UDトラックス
			上野原				
5	11月11日	木	南アルプス南	39	ホンダ	ホンダ	三菱ふそう
			南巨摩南				
6	12月2日	木	南巨摩北	41	スズキ	スズキ	UDトラックス
			塩山				
7	12月9日	木	甲府東	66	トヨタ	トヨタ	いすゞ
			市川				
8	12月16日	木	甲府南	49	日産	日産	日野
9	1月13日	木	二　輪	16	二輪	二輪	
10	1月20日	木	甲府西	47	マツダ	マツダ	日野
11	2月3日	木	東八①	50	スバル	スバル	いすゞ
			日下部				
12	2月10日	木	東八②	51	三菱	三菱	三菱ふそう
13	2月17日	木	甲府北	56	トヨタ	トヨタ	UDトラックス
			韮崎				
14	2月24日	木	その他	8	ダイハツ	ダイハツ	いすゞ

自動車整備主任者(法令)研修のご案内について

標記研修が下記により実施されます。研修会の通知は、郵送にて各事業場へ発送しますので、必ず受講されますようお願いします。

研修対象者は、各事業場で選任されている**全ての整備主任者**が対象

- ・但し、自動車検査員と整備主任者を兼務している者及び自動車検査員の資格を有する整備主任者であって、令和3年度自動車検査員研修を受講した者は、本研修を受講した者として取り扱う。
- ・現に整備主任者として選任されていない者で、自動車検査員教習を受講予定の者。

◇ 研修会場

- ・(一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂
- ・富士吉田市民会館(富士吉田市)

◇ 研修費用

- ・3,700円(資料代込み)

研修資料については原則1事業場1セット以上の購入となります。

なお、複数整備主任者を選任している事業場が受講する場合は、研修資料を交代で活用することも可能とします。ただし、**同時に複数での受講の場合は各自1セットになります**のでご注意下さい。

よって、1事業場で別時間に個々に分かれて受講される場合、資料を持参すれば研修費は2,100円となります。

- ・研修資料は、国土交通省及び関東運輸局のホームページから印刷したものを、持参して利用することもできます。

ホームページからダウンロード、印刷し持参する場合

- ① 全国共通教材(国土交通省)
「令和3年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)」
- ② 地域教材(関東運輸局自動車技術安全部)
「令和3年度版整備主任者業務の手引き」

※関東運輸局ホームページに掲載

[\[http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/seibishuninsha/index.html\]](http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/seibishuninsha/index.html)

注意：研修資料は①、②両方必要です。

- 【使用テキスト】
 - ・令和3年度版 最近改正された法令・通達集
 - ・令和3年度版 整備主任者業務の手引き

◇ 研修証明

研修修了の証明を行いますので、**自動車整備技能者手帳**を必ず提出して下さい。

◇ 日程表

月　日	受付・研修時間	該当支部
11月12日(金)	午前の部	甲府東
	午後の部	甲府西①(認証番号8-2～8-1207)
11月15日(月)	午前の部	甲府西②(認証番号8-1211～8-1419)、その他
	午後の部	甲府南①(認証番号8-14～8-1187)
11月18日(木)	午前の部	甲府南②(認証番号8-1199～8-1451)、東八②(認証番号8-1192～8-1455)
	午後の部	東八①(認証番号8-12～8-1186)
11月25日(木)	午前の部	甲府北①(認証番号8-4～8-1117)
	午後の部	甲府北②(認証番号8-1156～8-1448)、日下部
★11月26日(金)	午前の部	岳麓①(認証番号8-70～8-875)
	午後の部	岳麓②(認証番号8-878～8-1460)
11月30日(火)	午前の部	峡北、大月
	午後の部	韮崎、南巨摩南
12月3日(金)	午前の部	南アルプス南
	午後の部	南アルプス北
12月6日(月)	午前の部	市川
	午後の部	南巨摩北、塩山
12月10日(金)	午後の部	都留、上野原

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受講人数を制限しておりますのでご協力を
お願い致します。(指定日以外でお越しいただいた場合、受講できない場合もありますので
ご承知願います。)

◇ 時間割 【午前の部】受付 9：00～ 9：30 研修 9：30～12：10
【午後の部】受付 13：00～13：30 研修 13：30～16：10

【新型コロナウイルス感染防止対策のお願い】

- ・受講時にマスクの着用をお願いします。
- ・会場に入るときは、設置してある消毒液で消毒をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、ご理解ご協力をお願いします。

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習のご案内について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記のとおり開催しますのでご案内します。

◇ 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
2月28日（月）	1月17日（月）～ 1月28日（金）
3月15日（火）	2月 7日（月）～ 2月18日（金）

※申込期間中、申請書類を窓口に提出して申込をして下さい(FAX等で申込はできません)。

◇ 時間割

	受付時間	講習時間
実 習	9：00～9：30	9：30～12：30
学 科	13：30～14：00	14：00～15：00
試 問	14：45～15：00	15：10～15：40
合格発表		16：00～

◇ 会 場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇ 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官 山梨県自動車整備振興会技術講習所専任講師

◇ 講習内容

実習 【3.0時間】	・先進安全技術の概要 ・先進安全技術の用いられるセンサー類等 ・電子制御装置整備に必要な重要事項 ・センサー類のエーミング作業 等
学科 【1.0時間】	・自動車特定整備事業について ・新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況 ・電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法 ・自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	・試問

◇ 定員 実習 25名 学科及び試問 50名 (先着順、定員になり次第締め切りとします。)

◇ 受講料

	受講料	資料代
学科	無料	500円
実習	2,500円	

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。

資料持参の場合は受講料のみとなります。

- ◇ 申請書類 (1) 受講申請書 1枚
(2) 受講票 1枚

【申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。】

- (3) 写真2枚 (縦4cm、横3cm)
(4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳
(5) 実習受講済みの方は、実習受講証
(6) 実習を受講する方は、実習申込書
(7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳（学科（検査員研修等）を受講済みであることを証明するため）

- ◇ 持ち物 (1) 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル）
(2) 消しゴム
(3) マーカーペン
(4) 資料をお持ちの方は『令和2年度又は令和3年度自動車検査員研修資料』又は『令和2年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)』又は『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト（国土交通省自動車局整備課作成）』

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習が開催されました

標記講習会は、11月5日（金）振興会研修センターにて振興会専任講師により実習講習を22名の受講者で実施しました。

また、山梨運輸支局により学科講習・試問が実施され、52名が標記講習を修了しました。



外国人自動車整備技能実習評価試験の報告について

(一社) 山梨県自動車整備振興会にて外国人自動車整備技能実習評価試験が行われ、その結果は下記のとおりです。

実施日	専門級学科試験			専門級実技試験		
	受験者数	合格者数	合格率 (%)	受験者数	合格者数	合格率 (%)
11月13日（土）	1	1	100	1	1	100

=業界情報=

指定工場の皆様へ

日整連ニュース12月号への軽自動車検査協会作成 OSS関連記事等の掲載について

軽自動車検査協会では、継続検査のOSS申請の更なる利用促進に向けた取組として、継続検査OSSの実態を把握するため、令和2年11月から令和3年3月にかけて、全国の整備振興会を通じて指定整備事業者への調査を実施しました。

当該調査の結果を受けて、軽自動車検査協会により、現時点で保適証サービス及びOSSによる代理申請を実施されていない指定整備事業者に対して、利用開始を促すことを目的とした記事が作成され、日整連ニュース12月号に掲載されますことをお知らせします。

また、日整連により継続検査OSSを導入する際に必要となる基本的な情報を記載したチラシも作成され、併せて掲載されますことをお知らせします。